

財 関 第 993 号
平成 25 年 9 月 13 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 宮 内 豊

関税法基本通達等の一部改正について

関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 25 年 10 月 13 日（日）から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

税関様式C第 1000 号-13 を別紙 2-1 のように、税関様式C第 1000 号-14 を別紙 2-2 のように、税関様式C第 1000 号-15 を別紙 2-3 のように、税関様式C第 1000 号-16 を別紙 2-4 のように、税関様式C第 1000 号-17 を別紙 2-5 のように、税関様式C第 1000 号-18 を別紙 2-6 のようにそれぞれ改める。

第 3 システム導入官署における輸出通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 243 号）の一部を次のように改正する。

別紙 3 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 4 システム導入官署における輸入通関事務処理体制について（平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 249 号）の一部を次のように改正する。

別紙 4 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第5 輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）の一部を次のように改正する。

別紙5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。